

清水港みなと機能継続計画(案)

—資料編—

平成 27 年 2 月

清水港防災対策連絡協議会

目次

1.	資料編について	1
2.	緊急物資・コンテナ輸送の機能回復（新興津岸壁）	2
3.	事前対策の参考資料	4
4.	災害関係各種協定・覚書	11
4-1	災害関係の各種協定	11
1)	建設関係団体との協定	12
2)	緊急物資の海上輸送に係る協定	12
3)	水域の漂流物除去、緊急物資の荷捌き等に係る協定	12
4)	その他、適用の可能性のある協定	13
4-2	災害関係の覚書	13
5.	災害時の通信機器	33
6.	清水港の防災関係団体	37

1. 資料編について

本資料編は、清水港みなと機能継続計画（案）を補完するため、参考となる資料をとりまとめたものである。

2. 緊急物資・コンテナ輸送の機能回復について（新興津岸壁）

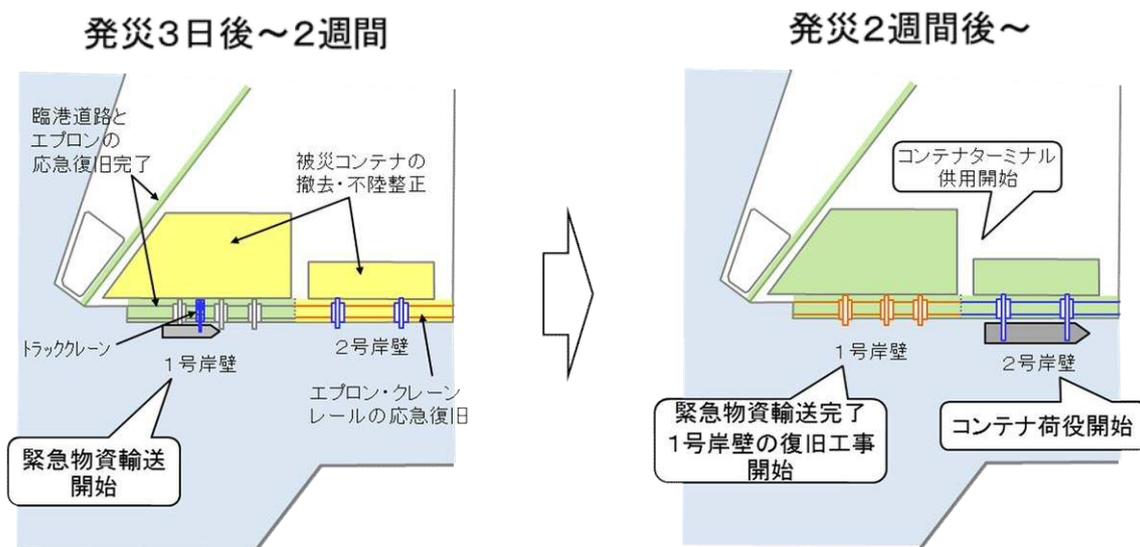
機能回復目標（案）では、岸壁水深が大きく港口に位置し、緊急輸送路との接続も良好な大水深の耐震強化岸壁である新興津岸壁にてコンテナターミナルが復旧するまでの間、緊急物資輸送に使用し、のちに同岸壁をコンテナ輸送に使用するとしてる。

ここでは、L1、L2それぞれのケースでの新興津岸壁の応急復旧等の段階が分かるよう、図表等を掲載する。

2-1 L1地震・津波時の新興津岸壁の機能回復目標、応急復旧

新興津岸壁の機能回復目標（L1）

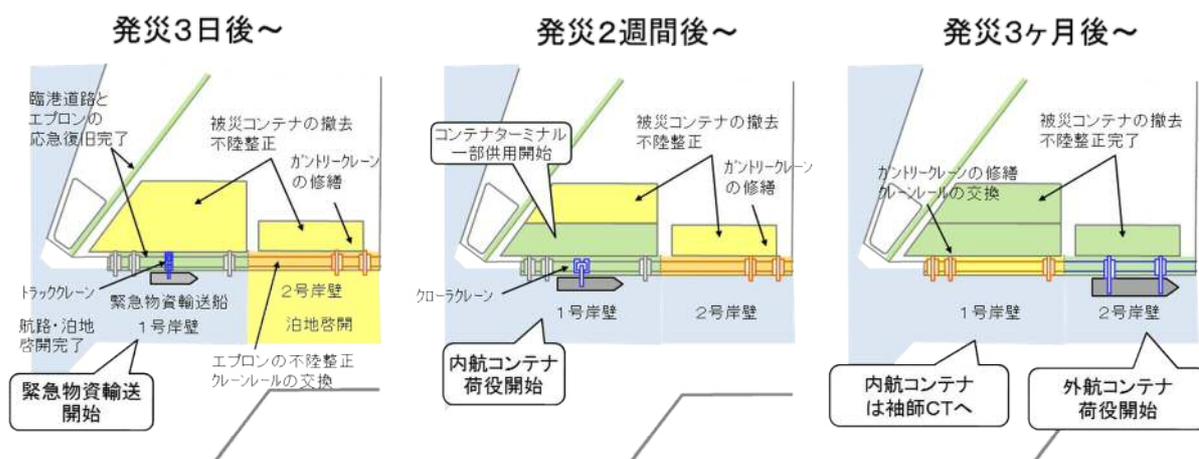
地震・津波	対象貨物	考え方	目標復旧時期（発災後の時期）	復旧水準（施設数）
L1	緊急物資	3日後までに新興津1号岸壁を含む5岸壁以上を使用可能とする。	3日後	5岸壁以上（新興津1号を含む）
	コンテナ	免震ガントリークレーン2基を応急復旧し、新興津コンテナターミナルを暫定供用する。	2週間後	1岸壁 2ガントリークレーン



2-2 L2地震・津波時の新興津岸壁の機能回復目標、応急復旧

新興津岸壁の機能回復目標（L2）

地震・津波	対象貨物	考え方	目標復旧時期 (発災後の時期)	復旧水準 (施設数)
L2	緊急物資	第一段階	3日後までに新興津1号岸壁と興津1・2号岸壁を使用可能とする。	3日後 3岸壁 (新興津1号、興津1・2号)
		第二段階	5日後までに興津11・12号と日の出4・5号岸壁を使用可能とする。	5日後 7岸壁
	コンテナ	第一段階	ヤードの一部の応急復旧を2週間で完了、ガントリークレーンの代替としてクローラークレーン等を導入し、新興津1号岸壁を使用して内航コンテナから供用再開する。	2週間後 1岸壁 2クローラークレーン
		第二段階	免震ガントリークレーン2基を復旧し、外航コンテナの荷役を開始する。 内航コンテナは袖師CTで取扱いを開始する。	3ヶ月後 2岸壁 2クローラークレーン 2ガントリークレーン



3. 事前対策の参考資料

1) 揚収物や被災貨物・コンテナの仮置場の候補地の検討

- ・津波により大量のコンテナや自動車、ガレキ等が流出した場合、航路啓開での揚収物や被災コンテナ、ガレキ等の仮置場が確保できないと、航路・道路の啓開作業、コンテナターミナル復旧に支障をきたす。
- ・揚収物、被災コンテナ、ガレキ等の仮置場を貝島地区廃棄物処理用地等に確保することを検討する。

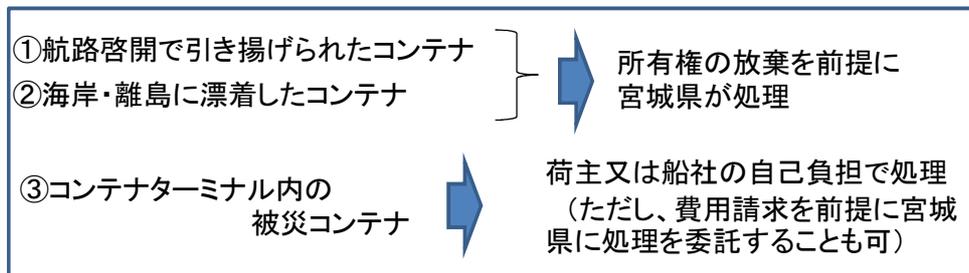


2) 被災コンテナの処理

- 被災コンテナの処理は、原因者負担が原則であるが、大量にコンテナが被災・流出した場合には、港湾管理者が処理の代行等の支援を行うことを検討する。
- 被災コンテナ処理の手順や必要な手続き、役割分担等について整理しガイドラインを作成する。

【仙台塩釜港における被災コンテナ処理】

H23年6月 ○宮城県が処理方針決定し船社に通知



○所有権放棄書類の提出

8月中旬 ○被災コンテナの処理作業開始

10月 約500本(全体の約11%)処理
その後も引き続き作業

課題

- 県が処理方針を決定するまでに3ヶ月を要した。
- 散乱した被災コンテナの特定と被災状況の把握に多大な労力を要する。
- 処理するためには所有者の意思を確認しなければならないため、多大な労力がかかる。
- 通関前の貨物を処分するためには、通関手続きが必要になり、見極めと手続きに時間がかかる。

出典：港湾第88巻第11号(H23.11)・12号(H23.12)

3) 広域的な連携体制の整備

- 中部地方整備局と駿河湾「くまで」作戦の検討を進める。
- 中部地域や全国的な建設団体の支援要請等、中部地方整備局との連携体制を強化する。

【中部地方整備局港湾空港部の災害時協力協定締結状況】

名称	内容	締結者
災害時又は事故発生時における中部地方整備局所管施設(港湾空港関係に限る)の緊急的な応急対策業務に関する協定書	地震・台風等の異常な自然現象等又は事故による中部地方整備局(港湾空港関係に限る)所管施設における災害時又は事故発生時の緊急的な応急対策の実施に関する協定	中部地方整備局 副局長 社団法人日本埋立浚渫協会中部支部長 社団法人日本海上起重技術協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長
災害時における中部地方整備局所管施設の緊急的な応急対策業務に関する協定書	地震・台風等の異常な自然現象等による中部地方整備局所管施設における災害時の緊急的な応急対策に関する調査・設計業務の実施に関する協定	中部地方整備局 副局長 一般社団法人海洋調査協会会長
災害時における中部地方整備局所管施設の緊急的な応急対策業務に関する協定書	地震・台風等の異常な自然現象等による中部地方整備局所管施設における災害時の緊急的な応急対策に関する調査・設計業務の実施に関する協定	中部地方整備局 副局長 社団法人日本潜水協会会長
災害時における中部地方整備局所管施設の緊急的な応急対策業務に関する協定書	地震・台風等の異常な自然現象等による中部地方整備局所管施設における災害時の緊急的な応急対策に関する調査・設計業務の実施に関する協定	中部地方整備局 副局長 一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長
災害時における伊勢湾浮体式係留施設の緊急出動業務に関する協定書	地震・台風等による災害時の緊急時における支援活動の一環として浮体式防災基地を出動する場合の、曳航、係留等出動業務の実施に関する協定。	国土交通省中部地方整備局副局長 社団法人日本埋立浚渫協会 中部支部長

4) 電気設備の津波対策

●東日本大震災の被災事例

- ・受変電設備が津波により浸水すると、応急措置での対応が難しくキュービクルの新規製作・交換が必要となり復旧に時間を要する。

【キュービクルの被災事例】



外箱



キュービクル

出典：キュービクル式高圧受電設備被災時における対応事例
(H24.7 SP盤標準化協議会)

●津波対策

- ・想定される浸水深よりも上の高さに嵩上げするか、建物の上階に移設する。

【津波対策の事例(嵩上げ)】



出典：平成25年度電気安全セミナー資料(H25.7中国四国産業保安監督部)

5) 航路啓開におけるチップ等の浮遊物対策

- ・作業船の航行の支障にならないよう、チップ等の漂流物を囲い込むシルトフェンス等を配備する。

【東日本大震災における事例】

○漂流物による船舶の被災事例

- ・漁業取締船が、地震発生後、避難時にエンジンを使って乗揚げ回避を試みた際、漂流物(チップ)が海水吸入口に詰まってエンジンが停止し、津波に流された。
- ・漂流物に当たりプロペラとシャフトを曲損した。

出典：大地震及び大津波来襲時の航行安全対策調査報告書
(H24.3日本海難防止協会)

○航路啓開における漂流物対策

- ・石巻港では、大量の原木が漂流し、航路啓開作業の妨げとなった。そこで、シルトフェンスを展開し、漂流物を封じ込め、これにより短期間で岸壁を供用開始することができた。



出典：東北地方整備局HP

6) 港湾施設の耐震化

①臨港道路橋

・平成26年度以降、耐震補強未実施の橋梁の耐震補強を実施する。

②臨港道路の液状化対策

・耐震強化岸壁と緊急輸送路を結ぶ臨港道路の液状化対策を実施する。

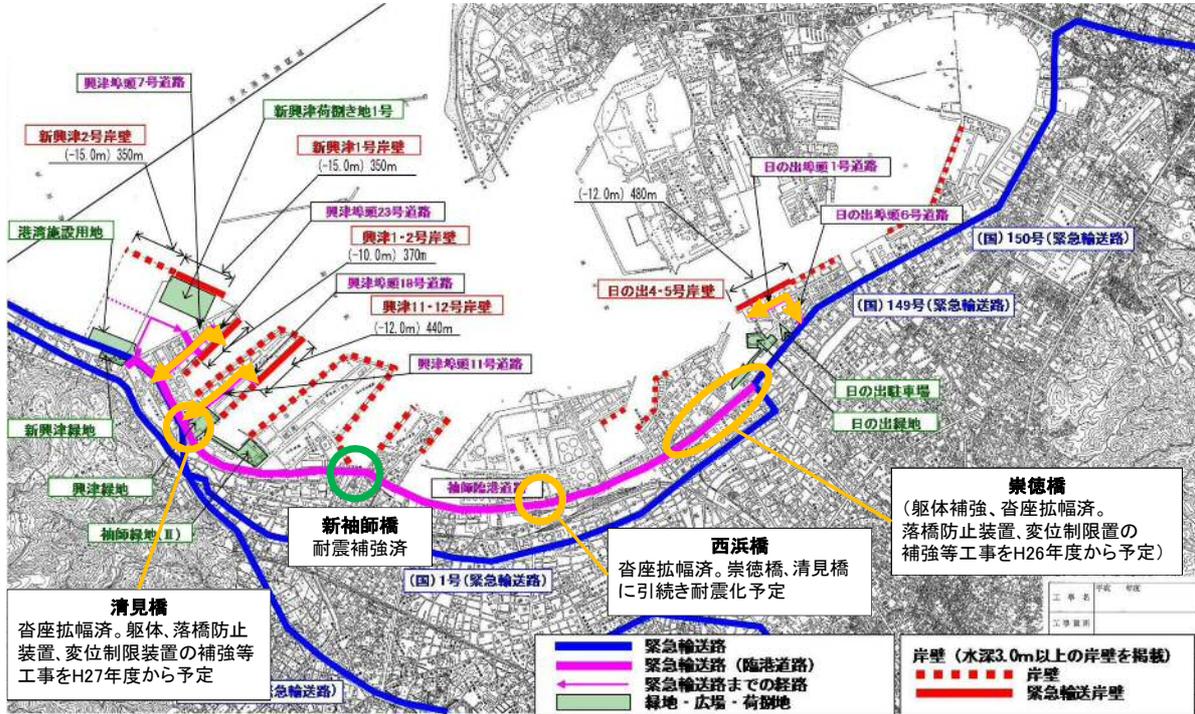
橋梁(耐震補強済み)



橋梁(耐震補強計画中)



耐震補強岸壁と緊急輸送路を結ぶ臨港道路(緊急輸送路)



6) 港湾施設の耐震化

③上屋

耐震補強が実施されていない日の出埠頭4、5号上屋と興津2、3、4、6、7号上屋は、港湾計画に基づく港湾の再編整備に伴い以下の対応を行う。

○日の出4、5号上屋

- ・日の出4、5号上屋は、港湾計画において交流厚生用地への用途変更を計画。
- ・別地区での代替施設(上屋)の整備時に、撤去予定。
- ・これらの上屋では、撤去までの間は、安全策(緊急地震速報機器の設置(済))を実施。

日の出埠頭



4号上屋 5号上屋

○興津2、3、4、6、7号上屋

- ・興津2、3、4、6、7号上屋は、港湾計画において興津第1、第2埠頭間を埋立て、コンテナふ頭に再編する際に撤去予定
- ・これらの上屋では、撤去までの間は、安全策(緊急地震速報機器の設置(済))を実施。

興津第1・第2埠頭



7)コンテナの流出防止対策

- ・L2津波では、コンテナターミナルから大量のコンテナが水域や陸域に漂流する恐れがある。
- ・荷役作業の障害にならないよう配慮しつつ、コンテナターミナルの周囲にコンテナ流出防止柵等を設置する。



須崎市の防護柵

木材の市街地への流入防止を目的に設置。杭高4.5m。

出典:須崎市HP

7)コンテナの流出防止対策

8)危険物取扱施設の津波対策

- ・危険物取扱施設のタンクや配管への漂流物の衝突を防止するため、防護柵を設置する。



十勝港の漁港区の危険物タンク周辺の漂流物対策施設
漂流物が衝突した際の火災や油流出を防止するために設置。

出典:北海道開発局HP

9) 港湾と広域物資拠点間の輸送体制の強化

① 港湾と広域物資拠点間の緊急輸送体制の強化

- ・静岡県は、中部運輸局の指導を踏まえ、災害時の緊急物資輸送について、港湾と広域物資拠点間の輸送も含めた協力協定を、静岡県トラック協会、静岡県倉庫協会と締結する予定。

静岡県トラック協会・・・ トラック輸送を実施

静岡県倉庫協会・・・ 荷役の専門家としての輸送支援＋倉庫の緊急物資保管への提供

② 広域物資拠点における荷役体制の強化

- ・静岡県は、従前より、広域物資拠点での荷捌きの援助について、日本通運(株)等と協定を結んでいたが、今後、物流のプロに荷捌きのコントロールを任せるとを検討中。

10) 地盤隆起後の大水深バース整備の検討

- ・1854年に発生した安政東海地震(M8.4)では、静岡県中部で地盤が隆起した。
- ・東海・東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震でも地盤が隆起する可能性があり、その場合は、岸壁や航路の水深が不足し、大型船の入港が困難となる。
- ・地盤が隆起した場合は、興津第1・第2埠頭間への大水深岸壁または増深可能な構造の岸壁(矢板式等)の整備、もしくは、貝島地区への大水深岸壁の整備を検討する。



11) 代替港湾の検討

- ・東日本大震災では、北関東と東北太平洋側のコンテナ港湾が機能停止し、京浜港や日本海側の港湾を使用した代替輸送が行われた。
- ・南海トラフ巨大地震でも広域災害となり、伊勢湾や大阪湾の港湾が同時被災する恐れがあり、日本海側や東北の港湾も含めた全国的なバックアップが必要となる。
- ・大規模災害時には、大量の貨物を代替輸送するため、代替港湾における施設や荷役体制、貿易手続き等の体制の確保、被災港湾と代替港湾の連携や全国的な支援体制等が必要となる。
- ・今後、国の協力を得ながら、広域災害時の代替港湾の検討を行う。

【代替港湾の取組事例】

国	北陸地域国際物流戦略チーム (北陸地方整備局、北陸運輸局他主催)	・首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生時に、北陸の港湾による太平洋側港湾のバックアップの検討を行っている。 ・平成25年度には、名古屋と東京で代替輸送訓練を実施、この結果を踏まえ「代替輸送手引書(案)」を荷主企業や物流関係者へ配布する予定。
港湾管理者間の協力協定	伏木富山港・名古屋港	平成23年7月基本合意。災害時の協力体制を構築。
	伏木富山港・苫小牧港	平成23年7月基本合意。災害時の協力体制を構築。
	室蘭港・苫小牧港・小樽港・石狩湾新港・白老港	平成24年4月協定締結。船社や荷主等が代替利用を判断するための情報収集伝達や、被災港の港湾管理機能や早期復旧等に資する人的支援を行う。
港湾関係者	名港海運(株)・伏木海陸運送(株)	平成24年協定締結。大規模災害時に取り扱えなくなった貨物を、2社の間で相互に優先的にバックアップ。

4. 災害関係各種協定・覚書

4-1 災害関係の各種協定

清水港において、地震・津波発生後の被災状況調査、応急復旧工事、緊急物資対応等への適用が予想される災害協定を整理した。

1) 建設関係団体等との協定

清水港管理局または県土木防災課が締結している清水港管理局所管施設を含む施設に係る協定の概要を下表に示す。

担当部署	協定締結先	主な内容	摘要
清水港管理局	清水建設業協会	清水港管理局所管施設の被災状況調査・報告、応急復旧工事	P14に協定書を掲載
県土木防災課	静岡県建設業協会	地区建設業協会（清水建設業協会）との協定の補完	※
県土木防災課	日本海上起重技術協会中部支部 日本建設業連合会中部支部	県交通基盤部所管施設の応急復旧工事等	※
県土木防災課	日本橋梁建設協会 PC建設業協会中部支部	県交通基盤部所管橋梁の被災状況調査・報告、応急復旧工事等	※
県土木防災課	静岡県建設コンサルタツ協会 建設コンサルタツ協会中部支部	県交通基盤部所管施設の設計等業務	※
県土木防災課	静岡県測量設計業協会	県交通基盤部所管施設の測量設計等業務	※
県土木防災課	静岡県電業協会	県交通基盤部所管電気設備等の応急復旧工事等	※
県土木防災課	静岡県地質調査業協会	県交通基盤部所管施設での地質調査等業務	※
県土木防災課	NPO法人静岡県地域づくり振興会	県管理施設の被災状況調査・報告	※
清水港管理局	日本海洋調査(株)	清水港管理局所管施設の測量・調査等業務	P17に協定書を掲載
清水港管理局	清水振興協力会	清水港管理局所管施設の被災状況調査・報告、応急復旧工事	P19に協定書を掲載

※ 協定書は静岡県地域防災計画（資料の巻Ⅱ）に他の各種協定とともに記載されている。

2) 緊急物資の海上輸送に係る協定

清水港管理局が直接要請することはないが、物資の海上輸送に使用する船舶の協定を下表に示す。

担当部署	協定締結先	主な内容	摘要
県危機対策課	静岡県内航海運組合	海上輸送（生活必需品、資機材等）、船舶による応援対策業務	※
県水産資源課	各漁業協同組合	漁船以外の船舶の確保が困難だった場合の海上輸送（被災者、生活必需品、人員、資機材等）	※
県危機対策課	静岡県旅客船協会	海上輸送（被災者、食料品、生活必需品、人員、資機材等）、船舶による支援業務	※
県危機対策課	東海汽船(株) 神新汽船(株)	海上輸送（被災者、食料品、生活必需品、人員、資機材等）、船舶による支援業務	※

※ 協定書は静岡県地域防災計画（資料の巻Ⅱ）に他の各種協定とともに記載されている。

3) 水域の漂流物除去、緊急物資の荷捌き等に係る協定

水域の漂流物除去、緊急物資の荷さばき（荷おろし、仕分け、保管管理）等に係る協定の概要を下表に示す。

担当部署	協定締結先	主な内容	摘要
県港湾企画課	清水埠頭(株) 東海曳船(株) 春海曳船(株) 駿河湾曳船(株)	水域の漂流物の除去作業、緊急物資輸送船舶の誘導等	P22に協定書を掲載
県土木防災課	石油災害防止会	水域の漂流物除去のための作業船の提供、水域の漂流物除去のための作業員の動員等	P24に協定書を掲載
県土木防災課	清水水先区水先人会	緊急物資輸送船舶の誘導	P26に協定書を掲載
県土木防災課	清水港運協会 清水港上屋利用組合 清水海運貨物取扱同業会 静岡県倉庫協会清水支部	輸送船舶からの緊急物資の取り卸し作業、搬出（トラック積込）、保管業務のための作用員の動員等	P28に協定書を掲載

4) その他、適用の可能性のある協定

上屋・倉庫等の緊急的な解体が必要になった場合に県営繕企画課を通じて依頼する協定であり、下表に示す。

担当部署	協定締結先	主な内容	摘要
県営繕企画課	静岡県建設解体業団体連合会 静岡県重機建設業工業組合 静岡県クレーン建設工業組合	被災建築物の緊急解体工事	※

※ 協定書は静岡県地域防災計画（資料の巻Ⅱ）に他の各種協定とともに記載されている。

4-2 災害関係の覚書

港湾施設被災に備え、国清水港湾事務所と県清水港管理局との間で、被災施設の調査・復旧、庁舎の一時使用等について確認をしたものである。

関係機関		主な内容	摘要
国清水港湾事務所	県清水港管理局	被災施設の調査・復旧、庁舎の一時使用等	P31に覚書を掲載

災害時における応急対策業務に関する協定書

静岡県清水港管理局長（以下「甲」という。）と社団法人清水建設業協会会長（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する港湾（臨港道路を含む）及び海岸等の施設（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立って出動要請による災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（災害応急対策区域・被災情報収集区域）

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれをさらに細分に細分した被災情報収集区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲は予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者が公共土木施設の被害状況を調査する地域とし、甲は予め災害応急対策区域担当の中から被災情報収集区域担当者を定め、個々の公共土木施設或いは区域を特定し被災情報収集の責任を明確にしておくものとする。

（被災状況の報告）

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

（工事施工者）

第6条 被災後、甲は応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急対策区域毎に区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者（以下「施工者」という。）を決定する。ただし甲が必要と認める場合は、区域担当者以外から施工者を決定することができる。

（出動要請）

第7条 甲は施工者に対し出動要請書により出動を要請することができる。

2 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることがあるが、この場合も遅滞なく出動要請書を送付するものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

（工事の実施）

第8条 施工者は、第7条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。

3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の摘要を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完了を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者からの前条第4項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成9年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及び甲の協定に因して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 8年 3月25日

(甲) 静岡県清水港管理局 局長 山田 勝平



(乙) 社団法人清水建設業協会 会長 安藤 彰



災害時における応急対策業務に関する協定運用細目

(趣旨)

第1条 静岡県清水港管理局长（以下「甲」という。）と社団法人清水建設業協会会長（以下「乙」という。）は、「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(対象となる災害)

第2条 被災情報収集調査は、協定第2条の対象となる災害の場合で甲からの出動要請があつてからとす。被災情報収集調査は、協定第2条の対象となる災害の場合等には、要請がなくても自発的に出動し被害状況を調査するものとする。

なお、甲が出動要請できる基準は以下の場合とする。

- (1) 地震においては震度5以上の場合
- (2) 風水害その他の異常自然現象は、大雨洪水警報が発令され第2配備態勢が発動された場合
- (3) 上記以外で甲が必要と認めた場合

(災害応急対策区域・被災情報収集区域)

第3条 協定第4条の災害応急対策区域及び被災情報収集区域は、別紙様式第1号の災害応急対策協力者名簿に定められた区分による区域とする。（別添区域図参照）

(被災状況の調査・報告)

- 第4条 乙は被災情報収集区域担当者の中から区域毎に主担当者を選定する。
- 被災情報収集区域担当者は被災状況調査結果を区域の主担当者へ報告する。
 - 主担当者は被災情報収集区域担当者により速やかに報告するとともに、別紙様式第3号により「公共土木施設被害報告書」を作成し、早急に甲に提出する。
 - 主担当者は、前項と同時に乙へ報告すること。

(被災現場での対応)

- 第5条 被災情報収集区域担当者は、被災の状況により臨港道路等港湾施設や海岸保全施設等において危険防止や事故防止の必要がある場合は、進入禁止規制等の応急処置を行うとともに、被害の拡大等被災の恐れが予想される場合は通行車両、地域住民への周知等の応急処置を行い直ちに甲に通報する。
- 現地において、すでに危険を防止するための進入規制等の処置が実施されている場合は、周囲の状況と安全を確認のうえ調査を実施すること。

(出動要請)

第6条 協定第7条による出動要請書には、工事施工範囲、復旧工法等工事内容を明確に記載すること。

(工事の実施)

第7条 協定第8条の施工者は、工事内容の判定が可能なる写真、測量、資材、品質管理等の各種資料を整備し、工事実施報告書（別紙様式第5号）と共に提出しなければならない。

提出資料

- (1) 工事実施報告書…別紙様式第5号
- (2) 写真…工事着手前、工事施工中、完成写真の他、延長、地形形状（横断面地形）、出来形数量、使用数量等が確認判定できるもの
- (3) 測量図…平面図、縦断面図、横断面図、展開図及び数量表等工事量が判定できるもの
- (4) 資材関係資料…材料検取簿等により使用数量を明示しておく
- (5) 品質管理表…品質管理基準による

上記運用細目について確認する。

平成8年10月1日

甲 静岡県清水港管理局 局長 澤田 穆

乙 社団法人清水建設業協会 会長 安藤



災害時における港湾関係の測量・調査等業務委託に関する協定書

静岡県清水港湾管理局長(以下「甲」という。)と日本海洋調査株式会社(取締役宮城島敏文(以下「乙」という。))とは、地震、津波や風水害等により甲の所管する港湾及び海岸等の施設(以下「公共土木施設」という。)に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の測量及び調査等業務(以下「測量・調査等業務」という。)の実施について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事に必要な測量・調査等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設の機能確保及び回復を早期に図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合は地震、津波、風水害その他の異常な天然現象によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(災害応急業務協力者)

第3条 乙は、災害時の業務実施態勢として、「技術者総括表」、「業務実施要請書」及び「災害応急業務進捗・完成報告書」を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 前項の規定による「災害応急業務協力者名簿」等の提出時期は、毎年9月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

(待機要請)

第4条 甲は、災害が発生した場合又はその恐れがある場合には、乙に対して必要な技術者の待機を要請できるものとする。

2 甲が前項により県の施設における待機を要請する場合は、待機場所を確保しておくものとする。

(業務実施要請)

第5条 甲が緊急に測量・調査等業務の実施を必要とした場合は、業務実施要請書により必要な業務の第10(業務実施要請)を要請することができる。業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量・調査等業務に着手するものとする。

2 前項の業務の範囲は、災害を受けた公共土木施設の機能確保及び回復に係る必要最小限の業務とする。

3 乙が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両、船舶等の第三者の安全確保に努めなければならない。

4 乙は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 乙は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成を甲へ報告書にて提出するものとする。

(業務委託契約の締結)

第7条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施規定)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、協定締結後1年間とする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に關して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して
管す 定めるものとする。

この 上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持す
る。

平成26年3月25日

上 記

協 定

(甲) 静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局長 原 隆



(乙) 静岡市清水区三保1871番地の17

日本海洋調査株式会社 代表取締役

宮城島 敏文



い

全 確

災害時における応急対策業務に関する協定書

静岡県清水港管理局長（以下「甲」という。）と「清水港振興協力会」代表公南建設株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する港湾（臨港道路を含む）及び海岸等の施設（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

(災害応急対策業者)

第3条 乙は、本協定に賛同できる関連会社の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を甲に提出するものとする。

(災害応急対策区域・被災情報収集区域)

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれをさらに細分した被災情報収集区域に分割するものとする。

2 乙の災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、清水・岡・浜田・船越・袖師・庵原・興津地区を担当する。

3 乙の被災情報収集区域は、前項に規定した区域とし、公共土木施設の被害状況を調査する。（被災状況の報告）

第5条 乙は、甲の指示により災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定めるものとする。

(工事施工者)

第6条 被災後、甲は乙を応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急復旧工事施工者、（以下「施工者」という。）とする。

(出動要請)

第7条 甲は施工者に対し出動要請書により出動を要請することができる。

2 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交わすものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通

を保管するものとする。

(工事の実施)

第8条 施工者は、第7条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限の工事とする。

3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の簡要を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者からの前条第4項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。（丙から甲への報告）

第10条 乙は、報告による「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及び甲の協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

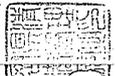
上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年3月28日

(甲) 静岡県清水港管理局 局長 原 隆

(乙) 清水港振興協力会 代表

公南建設株式会社
代表取締役 雄



災害時における応急対策業務に関する協定運用細目

(目的)

第1条 静岡県清水港管理局長(以下「甲」という。)と「清水振興協力会」代表公南建設株式会社(以下「乙」という。)は、「災害時における応急対策業務に関する協定」(以下、「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(対象となる災害)

第2条 被災情報の収集調査は、協定第2条の対象となる災害の場合で甲からの出動要請があつてからとしますが、相当な被害が発生又は予想される場合等には、要請がなくても自発的に出動し被害状況を調査するものとする。

なお、甲が出動要請できる基準は以下の場合とする。

- (1) 地震においては震度5以上の場合
- (2) 風水害その他の異常自然現象は、大雨洪水警報が発令され第2配備態勢が発動された場合
- (3) 上記以外で甲が必要と認めた場合

第3条 (災害応急対策区域・被災情報収集区域)
災害応急対策区域及び被害情報収集区域は、協定第4条の記載のとおりとする。(別添、区域図参照)

第4条 (被害状況の調査・報告)
乙は、被災情報収集を収集整理し、甲に速やかに報告するとともに、別紙様式第3号により「公共土木施設被害報告書」を作成し、早急に甲に提出する。

第5条 (被災現場での対応)
被災情報収集区域担当者、被災の状況により臨港道路等港湾施設や沿岸保全施設等において危険防止や事故防止の必要がある場合は、進入禁止規制等の応急措置を行うとともに、被害の拡大等被災の恐れが予想される場合は通行車両、地域住民への周知等の応急措置を行い直ちに甲に通報する。

2 現地において、すでに危険を防止するための進入規制等の処置が実施されている場合は周囲の状況と安全を確認のうえ調査を実施すること。

(出動要請)

第6条 協定第7条による出動要請書(別紙様式第4号)には、工事施工範囲、復旧工法等工事内容を明確に記載すること。

(工事の実施)

第7条 協定第8条の施工者は、工事内容の判定が可能な写真、測量、資材、品質管理等の各種資料を整備し、工事実施報告書(別紙様式第5号)と共に提出しなければならない。

提出資料

- (1) 工事実施報告書…別紙様式第5号
- (2) 写真…工事着手前、工事施工中、完成写真の他、延長、地形形状(横断面地形)、出来形数量、使用数量等が確認判定できるもの
- (3) 測量図…平面図、縦断面、横断面、展開図及び数量等工事が判定できるもの
- (4) 資材関係資料…材料検収簿等により使用数量を明示しておく
- (5) 品質管理表…品質管理基準による

上記の運用細目について確認する。

平成26年3月28日

(甲) 静岡県清水港管理局 局長 原 隆

(乙) 清水振興協力会 代表

公南建設株式会社
代表取締役 南 茂

○災害協定締結と運用

・災害協定締結を申請した4業者は日頃から清水港日の出地区を中心にマリンパーク内の清掃活動や沿道の植花管理等、美化活動に貢献しているNPO法人「夢生の会」の会員である。

特に台風や高波等によりマリンパーク、港内道路、物揚場等の利用に支障が生じた場合、自主的に参集し、障害物の除去・処分、清掃等の活動を行っており、清水港の振興及び維持管理に大きく貢献している会である。

・清水港管理局では、既に清水建設業協会と災害協定を締結しているが、「夢生の会」には異常気象時における災害復旧、事故や緊急時の応急対策等、迅速に早期復旧を図る上で欠くことのできな会と考えられており、新たに「清水港振興協力会」（仮称、以下、総称する）として、名称を改名しついで災害協定を締結する。

清水港振興協力会は清水港管理局長が特に、清水港の賑わいづくり、港振興に貢献し、地域の活性化づくりに寄与しているほか、港湾、海岸事業に熟知し、長年に亘る清水港への貢献と一定の工事実績を有しているものであることを認めたとして災害協定の締結を図るものであり、清水建設業協会を分派するものではない。

・「清水港振興協力会」に新規加入を希望する業者は、地域の活動を1年以上従事し、その活動実績は会員から評価されることが必要である。また、清水港内における地域貢献等の活動実績を示し、清水港管理局及び会員から評価の同意を得ることとしている。

なお、同会員は、大規模な地震・津波災害等の復旧にあたっては、清水建設業協会の賛助会員として活動する予定となっていることから、前記の災害復旧活動にあたっては清水建設業協会の指揮・調整下に入ることについて、同会員、同協会とも了解している。

・清水振興協力会 代表：静岡市清水区梅田町1.1番18号

公南建設株式会社

取締役社長 南 茂 雄

会員：静岡市清水区船越南町240-1

山武設備株式会社

代表取締役 神 田 誠

静岡市清水区大沢町19-6

ウォーターワークス㈱

代表取締役 山 田 公 一

静岡市清水区庵原町155-12

㈱エイコーレージョン

代表取締役 青 木 計

災害時における港湾機能の応急対策業務に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と清水埠頭株式会社、東海汽船株式会社、春海汽船株式会社及び駿河湾汽船株式会社（以下「乙等」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害が発生した場合に、港湾が緊急物資の輸送拠点として機能すること、社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙等に対して協力を求めるときに必要な事項を定める。

(協定の対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合の災害

(2) 地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、前号に準じると甲が判断した災害

(要請)

第3条 甲は、前条による自然災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙等に対して協力を要請することができる。

2. 前項の規定による甲の要請は、口頭、電話又は無線通信機等をもって、乙等の全て又はいずれかに対して行う。ただし、甲は、事後、速やかに、要請内容を記載した文書を作成し交付しなければならぬ。

(業務内容)

第4条 災害時に、甲は乙等に対して、次の救援活動業務（以下「救援活動」という。）を要請することができる。

- (1) 水域の漂流物の除去作業
- (2) 緊急物資を輸送する船舶の誘導作業
- (3) その他の応急業務

前2号に掲げるもののほか、港湾において、甲が必要とする応急対策業務を行うこと。

(業務の実施)

第5条 乙等は、前条の要請を受けたときは、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

2. 乙等は、次の事項に留意しつつ業務を実施するものとする。

- (1) 甲の職員の指示に従い、救援活動に従事すること。
- (2) 救援活動の実施にあたって、第三者に損害を与えないように特段の注意を払うこと。

(業務報告)

第6条 乙等は、前3条に基づき業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに、口頭、電話又は無線通信機等をもって、その状況を連絡するものとする。ただし、乙等は、事後、速やかに、業務内容を記載した文書を作成し、甲に交付しなければならぬ。

(様式)

第7条 甲と乙等がこの協定に基づく情報連絡に使用する様式は、別に定める。

(費用の負担)

第8条 第5条の規定により乙等が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、甲の負担とする。

2. 前項の経費の価格は、当該地域における通常の実費（法令その他に特段の定めがある料金又は行政機関が認可した料金がある場合には当該料金を基準）とし、甲と乙等が協議して定める。

(経費の請求及び支払い)

第9条 乙等は、積算根拠を添付した請求を甲に提出するものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

3. 甲は、乙等に対して、必要に応じて、乙等の請求の根拠となった資料の提出を求めることができる。

(従事者の災害補償)

第10条 乙等は、災害応急対策の業務に従事する者の労働災害補償のため、労働災害補償保険法の適用を受けられるように手続きを行うものとする。

2. 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した協力者（法人を含む。）が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例（以下「条例」という。）第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第11条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙等が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償について、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、条例第34条第2項の規定を適用する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙等で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成17年3月29日から、その効力を有するものとし、甲又は乙等のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を5通作成し、甲と乙等が記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年3月29日

災害時における港湾機能の応急対策業務に関する細目協定書

静岡県（以下「甲」という。）と清水埠頭株式会社、東海曳船株式会社、春海曳船株式会社及び駿河湾曳船株式会社（以下「乙等」という。）は、平成17年3月29日に締結した「災害時における港湾機能の応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）の細目について、次のとおり協定を締結する。

(出動要請)

第1条 協定第3条に基づく甲の出動要請は、甲の所管する出先機関の長が行う。

(連絡責任者)

第2条 甲及び乙等は、協定第3条の出動要請を行う場合の連絡責任者を定めて、相互に情報交換するものとする。

(善良なる管理者の注意義務等)

第3条 乙等は、協定に基づく応急対策業務の実施にあたり、善良なる管理者としての注意義務を負う。

2 乙等が、協定に基づく応急対策業務の実施中に緊急物資に対する損傷等の事故を生ぜしめた場合、当該損傷等の事故の原因が乙等の故意又は重大な過失による場合を除き、乙等は甲に対する損害賠償責任を負わない。

この協定の成立を証するため、本書を5通作成し、甲と乙等が記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年3月29日

(甲) 静岡県知事

石川嘉延

(乙等) 清水埠頭株式会社

鈴木興平

(甲) 静岡県知事

石川嘉延

(乙等) 清水埠頭株式会社

鈴木興平

東海曳船株式会社

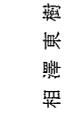
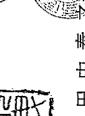
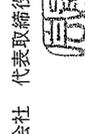
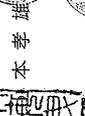
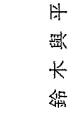
本孝雄

春海曳船株式会社

田中泰之

駿河湾曳船株式会社

相澤東樹



災害時における港湾機能の応急対策業務に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と石油災害防止会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害が発生した場合に、港湾が緊急物資の輸送拠点として機能することで、社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定める。

（協定の対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合の災害
- (2) 地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、前号に準じると甲が判断した災害

（要請）

第3条 甲は、前条による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

- 2 前項の規定による甲の要請は、口頭、電話又は無線通信機等をもって行なう。ただし、甲は、事後、速やかに、要請内容を記載した文書を作成し、乙に交付しなければならない。

（業務内容）

第4条 災害時に、甲は乙に対して次の救援活動業務（以下「救援活動」という。）を要請することができる。

- (1) 水域の漂流物除去のための作業船の提供
- (2) 水域の漂流物除去のための作業員の動員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、港湾において、甲が必要とする応急対策業務を行なうこと

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、所属する会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

- 2 乙は、所属する会員に、次の事項を周知するものとする。
 - (1) 甲の職員の指示に従い、救援活動に従事すること。
 - (2) 救援活動の実施にあたって、第三者に損害を与えないように特段の注意を払うこと。

（業務報告）

第6条 乙は前3条に基づき業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに、口頭、電話又は無線通信機等をもって、その状況を連絡するものとする。ただし、乙は、事後、速やかに、業務内容を記載した文書を作成し、甲に交付しなければならない。

（様式）

第7条 甲乙がこの協定に基づく情報連絡に使用する様式は別に定める。

（費用の負担）

第8条 第5条の規定により乙の会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、

甲の負担とする。

- 2 前項の経費の価格は、当該地域における通常の実費（法令その他に特段の定めがある料金又は行政機関が認可した料金がある場合は当該料金を基準）とし、甲乙協議して定める。

（経費の請求及び支払）

第9条 乙は、乙の会員の協力内容を集計し、かつ概算根拠を添付して、一括して甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
- 3 甲は、乙に対して、必要に応じて、乙の請求の根拠となった資料の提出を求めることができるとする。

（従事者の災害補償）

第10条 乙は、災害応急対策の業務に従事する者の労働災害補償のため、労働災害補償保険法の適用を受けられるように手続きを行なうものとする。

- 2 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した協力者（法人を含む）が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例（以下「条例」という。）第34条1項の規定を適用する。

（損害賠償の負担）

第11条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の会員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償について、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、条例第34条第2項の規定を適用する。

（協力会員名簿の提出）

第12条 乙は、所属する会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿（様式第1号）を、毎年1回甲に提出するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定は、平成17年3月29日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年 3月29日

(甲) 静岡県知事 石川 嘉延



(乙) 石油災害防止会会長 日蓮

災害応急対策協力者名簿

所在地
団体名
担当者
電話番号

[協力者名簿]

会員名	所在地	担当者 順位	氏名	連絡方法及び連絡先
		第1		
		第2		
		第3		
		第1		
		第2		
		第3		
		第1		
		第2		
		第3		
		第1		
		第2		
		第3		
		第1		
		第2		
		第3		

災害時における港湾機能の応急対策業務に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と清水先水区先人会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害が発生した場合に、港湾が緊急物資の輸送拠点として機能することで、社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定める。

（協定の対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合の災害
- (2) 地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、前号に準じると甲が判断した災害

（要請）

第3条 甲は、前条による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による甲の要請は、口頭、電話又は無線通信機等をもって行なう。ただし、甲は、事後、速やかに、要請内容を記載した文書を作成し、乙に交付しなければならない。

（業務内容）

第4条 災害時に、甲は乙に対して次の救援活動業務（以下「救援活動」という。）を要請することができる。

- (1) 緊急物資輸送船の誘導
- (2) 前2号に掲げるもののほか、港湾において、甲が必要とする応急対策業務を行なうこと

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、所属する会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

2 乙は、所属する会員に、次の事項を周知するものとする。

- (1) 甲の職員の指示に従い、救援活動に従事すること。
- (2) 救援活動の実施にあたって、第三者に損害を与えないように特段の注意を払うこと。

（業務報告）

第6条 乙は前3条に基づき業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに、口頭、電話又は無線通信機等をもって、その状況を連絡するものとする。ただし、乙は、事後、速やかに、業務内容を記載した文書を作成し、甲に交付しなければならない。

（様式）

第7条 甲乙がこの協定に基づく情報連絡に使用する様式は別に定める。

（費用の負担）

第8条 第5条の規定により乙の会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の価格は、当該地域における通常の実費（法令その他に特段の定めがある料金は行政機関が認可した料金がある場合は当該料金を基準）とし、甲乙協議して定める。

（経費の請求及び支払）

第9条 乙は、乙の会員の協力内容を集計し、かつ積算根拠を添付して、一括して甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

3 甲は、乙に対して、必要に応じて、乙の請求の根拠となった資料の提出を求めることができる。

（従事者の災害補償）

第10条 乙は、災害応急対策の業務に従事する者の労働災害補償のため、労働災害補償保険法の適用を受けられるように手続きを行なうものとする。

2 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した協力者（法人を含む）が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例（以下「条例」という。）第34条1項の規定を適用する。

（損害賠償の負担）

第11条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の会員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償について、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、条例第34条第2項の規定を適用する。

（協力会員名簿の提出）

第12条 乙は、所属する会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿（様式第1号）を、毎年1回甲に提出するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

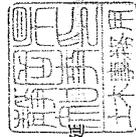
（有効期間）

第14条 この協定は、平成17年3月29日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年 3月29日

(甲) 静岡県知事 石川 嘉延



長谷川 晴

(乙) 清水先水区長

災害応急対策協力者名簿

所在地
団体名
担当者
電話番号

[協力者名簿]

会員名	所在地	担当者 順位	氏名	連絡方法及び連絡先
		第1		
		第2		
		第3		
		第1		
		第2		
		第3		
		第1		
		第2		
		第3		
		第1		
		第2		
		第3		
		第1		
		第2		
		第3		

災害時における清水港の港湾機能の応急対策業務に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と清水港運協会、清水港上屋利用組合、清水海運貨物取扱同業会及び静岡県倉庫協会清水支部（以下「乙等」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害が発生した場合に、清水港が緊急物資の輸送拠点として機能すること、社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙等に対して協力を求めるときに必要な事項を定める。

(協定の対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合の災害
- (2) 地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、前号に準じると甲が判断した災害

(要請)

第3条 甲は、前条による自然災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙等に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による甲の要請は、口頭、電話又は無線通信機等をもって、乙等の全て又はいずれかに対して行う。ただし、甲は、事後、速やかに、要請内容を記載した文書を作成し交付しなければならぬ。

(業務内容)

第4条 災害時に、甲は乙等に対して、次の救援活動業務（以下「救援活動」という。）を要請することができる。

- (1) 輸送船舶からの緊急物資の取り出し作業（輸送用トラックへの積み込み又は保管施設への保管作業で、検救のための手配も含む）
- (2) 保管した緊急物資の搬出作業（保管施設からトラックへの積み込み）
- (3) 乙等が保管等の作業を行うために要するトラックの手配
- (4) その他の応急業務

前3号に掲げるもののほか、港湾において、甲が必要とする応急対策業務を行うこと。

(業務の実施)

第5条 乙等は、前条の要請を受けたときは、所属する会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

2 乙等は、所属する会員に、次の事項を周知するものとする。

- (1) 甲の職員の指示に従い、救援活動に従事すること。
- (2) 救援活動の実施にあたって、第三者に損害を与えないように特段の注意を払うこと。

(業務報告)

第6条 乙等は、前3条に基づき業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに、口頭、電話又は無線通信機等をもって、その状況を連絡するものとする。ただし、乙等は、事後、速やかに、業務内容を記載した文書を作成し、甲に交付しなければならぬ。

(様式)

第7条 甲と乙等がこの協定に基づく情報連絡に使用する様式は、別に定める。

(費用の負担)

第8条 第5条の規定により乙等の会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の価格は、当該地域における通常の実費（法令その他に特段の定めがある料金又は行政機関が認可した料金がある場合には当該料金を基準）とし、甲と乙等が協議して定める。

(経費の請求及び支払い)

第9条 乙等は、乙等の会員の積算根拠を添付した請求を取りまとめて、一括して甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

3 甲は、乙等の会員に対して、必要に応じて、乙等の会員の請求の根拠となった資料の提出を求めることができる。

(従事者の災害補償)

第10条 乙等の会員は、災害応急対策の業務に従事する者の労働災害補償のため、労働災害補償保険法の適用を受けられるように手続きを行うものとし、乙等はそれを確認するものとする。

2 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した協力者（法人を含む。）が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例（以下「条例」という。）第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第11条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙等の会員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償について、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、条例第34条第2項の規定を適用する。

(協力会員名簿の提出)

第12条 乙等は、所属する会員のうち、この協定に基づく業務に協力できる者の名簿（様式第1号）を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙等で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、平成17年3月29日から、その効力を有するものとし、甲又は乙等のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を5通作成し、甲と乙等が記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年3月29日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙等) 清水港運協 遠藤芳隆

清水港運協 水島章隆

清水港運協 望月

清水港運協 小松信介

清水港運協 組合理専長

清水港運協 清水政部長

静岡県倉庫協会

平成 年 月 日現在

様式第1号

災害応急対策協力者名簿

所在地
 団体名
 担当者
 電話番号

[協力者名簿]

会員名	所在地	担当者 順位	氏名	連絡方法及び連絡先
		第1		
		第2		
		第3		
		第1		
		第2		
		第3		
		第1		
		第2		
		第3		
		第1		
		第2		
		第3		
		第1		
		第2		
		第3		

災害時における清水港の港湾機能の応急対策業務に関する細目協定書

静岡県（以下「甲」という。）と清水港運協会、清水港上屋利用組合、清水海運貨物取扱同業会及び静岡県倉庫協会清水支部（以下「乙等」という。）は、平成17年3月29日に締結した「災害時における清水港の港湾機能の応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）の細目について、次のとおり協定を締結する。

(出動要請)

第1条 協定第3条に基づく甲の出動要請は、甲の所管する出先機関の長が行う。

(連絡責任者)

第2条 甲及び乙等は、協定第3条の出動要請を行う場合の連絡責任者を定めて、相互に情報交換するものとする。

(善良なる管理者の注意義務等)

第3条 乙等及び乙等の会員は、協定に基づく応急対策業務の実施にあたり、善良なる管理者としての注意義務を負う。

2 乙等又は乙等の会員が、協定に基づく応急対策業務の実施中に緊急物資に対する損傷等の事故を生ぜしめた場合、当該損傷等の事故の原因が乙等又は乙等の会員の故意又は重大な過失による場合を除き、乙等又は乙等の会員は甲に対する損害賠償責任を負わない。

(出動要請に対応できる体制の整備)

第4条 乙等は、協定に基づく甲の出動要請があった場合に、速やかに応急対策業務に着手できるようにするために、各会員との間で体制を整備するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を5通作成し、甲と乙等が記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年3月29日

(甲) 静岡県知事

石川 嘉延

(乙等)

清水港運協会 理事長

遠藤 芳伸

清水港上屋利用組合 理事長

水島 章

清水海運貨物取扱同業会 会長

望月

静岡県倉庫協会

清水支部 部長

小松 信介

国が施工した施設（甲の分担区分）

番号	施設名	数量	優先度
1.	江尻4～5号岸壁(-6.5m) 取付護岸	210.00 m 28.397m	C C
2.	江尻防波堤	145.98 m	C
3.	富士見6号岸壁(-9.0m)	172.60 m	C
4.	富士見7号岸壁(-9.0m)	156.30 m	C
5.	富士見4号岸壁(-12.0m)	240.00 m	C
6,8,9.	荷さばき地	3,597.20 m ²	C
6.	富士見埠頭道路	98.31 m ²	C
7.	富士見3号岸壁(-7.5m)	140.00 m	C
10.	折戸貯木場東防波堤	100.80 m	C
11.	興津2～3号岸壁(-10m)	371.27 m	A
12.	興津4～5号岸壁(-5.5m)	180.765 m	C
13.	興津岸壁（取付）	18.91 m	C
14.	興津埠頭23号道路	730.37 m ²	C
15.	興津6～9号岸壁(-10.0m)	740.00 m	C
16.	同上取付部(-5.5m~10.0m)	29.45 m	C
17.	興津11～12号岸壁(-12.0m)	439.60 m	A
18.	興津13～14号岸壁(-10.0m)	370.00 m	C
19.	同上取付部	19.00 m	C
20.	興津10号岸壁(-7.5m)	168.20 m	C
21.	興津防波堤	25.175 m	C
22.	興津防波堤護岸	881.75 m ²	C
22'	興津埠頭24号道路	17.5 m ²	C
23.	袖師6～8号岸壁(-12.0m)	720.00 m	B
24.	袖師11号岸壁(-12.0m)	240.00 m	C
25.	袖師9～10号岸壁(-9.0m)	350.00 m	C
26.	外港防波堤	1,297.24 m	B
27.	三保防波堤	329.79 m	B
28,29.	荷さばき地	450.41 m ²	C
28'	興津1号岸壁(-10.0m)	185.04 m	A
29'	興津第一地区岸壁（取付先端）	84.78 m	C
29''	興津埠頭25号道路	704.82 m ²	C
30,31.	日の出4～5号岸壁(-12.0m)	480.00 m	A

書

記

東海地震、台風等の異常な自然現象等により、清水港の港湾施設が被災した場合、施設の緊急的な調査、設計、災害復旧等の応急対策を迅速に処理すべく、業務分担等について、運輸省第五港湾建設局清水港湾工事事務所長（以下「甲」という。）と静岡県清水港管理局長（以下「乙」という。）との間に次のとおり相互に確認する。

- 1 港湾施設が被災した場合の調査、設計、災害復旧等の応急対策業務についての分担は、次のとおりとする。
 - (1) 甲は、国が直轄施工した別紙に掲げる施設について、当該優先度に応じて、応急対策業務を行う。なお、覚書締結後において直轄施工した施設を含む。
 - (2) 甲及び乙は、被災状況によっては、(1)の規定に関わらず両者調整のうえ応急対策業務の優先度を別途決定することができる。
 - (3) 乙は、(1)以外の施設について行う。
 - (4) 甲及び乙は、被災した施設等の状況及び応急復旧の方法について、速やかな情報交換を行い、相互に協力して、状況把握及び応急復旧に連携が生じないよう努めるものとする。
- 2 乙は、第五港湾建設局所属の清龍丸等の防災船が緊急出動した場合、接岸施設の使用については、緊急性に配慮しつつ、その確保に努めるものとする。
- 3 甲及び乙は、双方の一方の庁舎が被災し災害対策本部が設置できない場合には、応急的な当該災害対策本部の設置について、要請を受けた側は、庁舎等の一時的な使用（6ヶ月未満）に配慮するものとする。

この覚書の証として、本書二通を作成し、記名捺印のうえ各自一通を保有する。

平成 11 年 1 月 25 日

甲 清水市日の出町7番2号
運輸省第五港湾建設局清水港湾工事事務所
所 長 藤 田 郁 夫

乙 清水市日の出町9番25号
静岡県清水港管理局
局 長 渡 辺 晃 男

清水港平面図



5. 災害時の通信機器

清水港みなと機能継続計画（案） 緊急物資輸送・港湾物流編 5. 事前対策で、通信手段の確保として、協議会会員の衛星電話保有を推進している。

協議会会員の具体的な衛星電話の機種を選定などに資するため、平成 26 年 7 月の津波避難小部会で、災害時の通信手段を検討した際の資料の抜粋を次頁に掲載する。

大規模地震・津波による災害発生時の通信手段について

H26.7.31 津波避難小部会

衛星電話とMCA無線の2つが、災害等の障害に強いと考えられていて、非常用通信設備の代表とされている。

衛星電話のうち、ワイドスター-IIを推奨する。MCA無線はグループ外との交信不可のため推奨しない。

通信システム、 提供事業者	料金	摘要
衛星電話 NTTドコモ KDDI ソフトバンク 日本デジコム	端末価格： 6～30万円台 基本料金： 5千円/月程度 通話料： 160～200円/分 程度	・電話なので、固定電話、携帯電話にもか けられるが、 <u>固定・携帯電話網に障害が あれば通じない。</u> ・使い方が難しく、訓練が必要。
MCA無線 mcAccesse (代理店多数あり)	端末価格： 20-30万円 通話料： 数千円～/月 (定額制)	・ボタンを押し交互に会話する。 ・1回あたり通話5分程度に限定される (常時・非常時とも)。 ・他グループとの交信はできない。 ・グループ内全体に一斉送信が可能。

※ 衛星電話の詳細は次頁の表及び次々頁に掲載（県庁危機管理部の選定資料等）

- 他、特定の機関等に配備されている無線
 - ・しみずポータラジオ（国際VHF海岸局）

県が免許を受け、清水港に開設。清水港船舶情報管理センター（東洋信号通信社）に委託し、船との港務通信で常時使用している。
 - ・防災無線等

防災無線は管理局(防災用)や、防災関係の官公署に配備されている。
 公共性の高い民間事業者にも配備されている（例：東洋信号通信社、東燃）
- 一般企業は、簡易無線(エリア1～5km)、MCA無線（静岡市市街部、オプション料金でその他のエリアも可）が利用可能

衛星携帯電話選定表(移動)

※ 県危機管理部の選定表に清水港管理局で加筆

機種名	ワイドスターII	インマルサット	Iridium	Thuraya
日本での提供事業者	NTTドコモ	NTTドコモ KDDI	KDDI	ソフトバンク 日本デジコム
通信サービス提供エリア	日本全土 N-star衛星2機 (c号機、d号機)	全世界	全世界	北南米以外の地域
使用衛星		インマルサット衛星1機	イリジウム衛星66機	スラーヤ衛星1機
提供サービス	音声/FAX/データ	音声/FAX(一部)/データ	音声/データ/SMS	音声/データ/SMS
データ通信速度	上り:最大144kbps 下り:最大384kbps	上り:最大492kbps 下り:最大492kbps	上下:最大2.4kbps	上り:最大15kbps 下り:最大60kbps
緊急通報・特番 優先電話設定	可能(110/119/118など)	不可	不可	不可
電話番号	あり	なし	なし	なし
発信方法	11桁(090/080+8桁) 携帯電話と同じ	12桁(870+9桁) 国際電話と同じ	12桁(8816+8桁) 国際電話と同じ	12桁(88216+8桁) 国際電話と同じ
海外インフラへの依存 長時間通話	なし 可能	あり 可能	あり 不可	あり 不可
保守対応サービス	ドコモ静岡支店	ドコモ静岡支店 (故障の場合、海外工場へ) KDDI法人お客様センター	KDDI法人お客様センター	法人お客様センター
その他		災害時、災害訓練時以外は使用不可の エリアあり(テリット欄参照)		災害時、災害訓練時以外は使用不可の エリアあり(テリット欄参照)
料金	基本料金:約5千円/月(通話約5分込) 通話料:約200円/分 端末代:30万円以上	基本料金:4.9千円/月 通話料:約160円/分 端末代:約10万円	基本料金:5千円/月(通話約5分込) 通話料:約190円/分 端末代:約25万円	基本料金:4.9千円/月(約16分込) 通話料:約160円/分 端末代:約6.4万円(2年縛りあり)
メリット	・故障対応が充実している。 (代替機提供あり、SIMカード対応) ・予備衛星あり (メインの衛星故障時にも対応可能)	・初期費用が比較的安価 ・小型で持ち運びが楽	・小型で持ち運びが楽	・初期費用が比較的安価(2年縛りあり) ・小型で持ち運びが楽
デメリット	・初期費用が比較的高価 ・他と比べ大きく、可搬性に劣る。	・海外製のため故障対応に時間がかか る。 (清水港管理局の新品1台は修理中) ・予備衛星なし。(衛星故障時には長期間 通信不能) ・アンテナと受話器が一体型なので通話 中、電波が途切れる可能性がある。 ・利用制限区域がある。(静岡県内では、 静岡市葵区が不可。山梨県、長野県、群 馬県の大半分が不可。ほか、東京都、埼玉 県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福 島県の一部で不可)	・海外製のため故障対応に時間がかか る。 ・予備衛星なし。(衛星故障時には長期間 通信不能)	・海外製のため故障対応に時間がかか る。 ・予備衛星なし。(衛星故障時には長期間 通信不能) ・利用制限区域がある。(静岡県内は可。 群馬県の大半分が不可。ほか、長野県、山 梨県、栃木県、新潟県、福島県、茨城県、 千葉県の一部で不可)
県危機管理部選定	○			
県庁交通基盤部選定	○(メイン)			
今回推奨	○			

＜参考＞県庁危機管理部の機種選定理由書

衛星携帯電話の購入については、以下の理由により、株式会社NTTドコモの「ワイドスターⅡ」を選定する。

1. 今回購入する衛星携帯電話は、主に災害時の緊急連絡（警察、消防、県等の関係機関との連絡）において屋内外で使用するものであり、衛星回線を用いた緊急通報（警察 110 番、消防 119 番）が可能でなければならないが、国内で利用可能な 4 機種のうち、「ワイドスターⅡ」及び「スラーヤ」が対応可能である。
2. 防災関係の施設（県庁・各危機管理局・市町・消防本部・広域搬送拠点・放送局等）に整備している衛星電話は全てワイドスター（Ⅰ・Ⅱ）である。他機種の場合、国外基地局を経由するため、国内基地局によるワイドスター同士の通話と比較し安定した通話品質の確保に難がある。
3. 一般的な携帯電話同様の簡易な操作（国内通話において、相手先の電話番号のみで接続でき、国番号等のダイヤルが不必要）が可能であるのは「ワイドスターⅡ」のみである。
4. 1 の諸施設には「ワイドスターⅠ（一部は現行型である同Ⅱ）」を屋内で使用するための屋外アンテナが設置済みであり、調整不要で「ワイドスターⅡ」の接続・通話が可能である。他機種の場合、屋外アンテナ及び配線関係の工事を新規に行う必要があり、総合コストで劣る。

〔機能比較表〕国内で利用可能な衛星回線は以下の 4 種。

項目	ワイドスターⅡ(日)	インマルサット(英)	イリジウム(米)	スラーヤ(UAE)
国内での提供事業者名	NTTドコモ	NTTドコモ・KDDIほか	KDDI	ソフトバンク・日本デジコム
サービス提供エリア	日本全土(沿岸 200 海里)	全世界 ※北極・南極の一部を除く	全世界 ※北朝鮮・スリランカ東北部を除く	北南米以外の地域
海外インフラへの依存	なし	固定・携帯電話への通話は海外インフラ経由	固定・携帯電話への通話は海外インフラ経由	固定・携帯電話への通話は海外インフラ経由
緊急通報 110/119/118	可能※	不可	不可	可能※
災害時優先電話 設定	あり (指定公共機関基準内)	なし	なし	なし
発着信方法	通常の携帯電話と同じ	国際電話と同じ 00+81+0を除いた相手番号	国際電話と同じ 00+81+0を除いた相手番号	衛星から:携帯電話と同じ 衛星へ:国際電話と同じ
既存ワイドスターⅠ型 屋外アンテナとの接続	可能	不可 別途アンテナの購入・ 設置工事が必要	不可 別途アンテナの購入・ 設置工事が必要	不可 別途アンテナの購入・ 設置工事が必要
総合評価	○	×	×	×

※末尾に地域番号 2 桁のダイヤルが必要（例 110-41）。

〔システム構成〕



6. 清水港の防災関係団体

本協議会を含む、清水港における防災関係の団体についての概要を次頁に示す。

清水港の防災関係団体一覧

(平成27年2月)

①清水港防災対策連絡協議会

目的：既存防災対策の見直し、連携体制の再構築、港内防止対策の推進
事務局：清水港管理局

構成員：国；直轄港湾、運輸支局、清水海保

地方；県港湾局、危機対策課、消防保安課、中部危機管理局

清水警察署、市防災対策課、清水港振興課、消防局警防課

民間；港運協会、内航海運組合、建設業協会、曳船会社 等

他；県石油コンビナート特別防災区域協議会、清水港石油災害防止会

対象・想定期間：清水港全域、通常時～地震発生～緊急物資輸送～復旧

※ 「清水港地震対策連絡会議」を基に、「清水港(袖師・興津・新興津地区)地震・津波避難誘導計画策定協議会」及び「清水港新興津地区CT地震災害復旧プログラム策定協議会」を統合し平成25年7月に新たに設立

②清水港港湾建設工事安全協議会

目的：協力体制の充実により、速やかな災害時の応急復旧・人命救助を可能とする。

所管：直轄港湾

構成員：顧問；直轄港湾、清水海保、労基署、清水港管理局

民間(会員)；海洋土木系の建設会社17社

対象・想定期間：清水港全域、津波警報解除後～

【石油コンビナート等災害防止法】

③静岡県石油コンビナート等防災本部

目的：特別防災区域の災害防止、拡大防止、復旧

事務局：県消防保安課

構成員：国；関東管区警察局、中部地整、清水海保 等

地方；県知事(本部長)、部長・管理局長、市長・消防長

民間；事業者(特別防災区域協議会長)、J R 等

④静岡県清水地区石油コンビナート等特別防災区域協議会

目的：防災体制確立、石油災害の発生とその拡大防止

事務局：鈴与(株)袖師埠頭事業部(鈴与液体物流サービス(株))

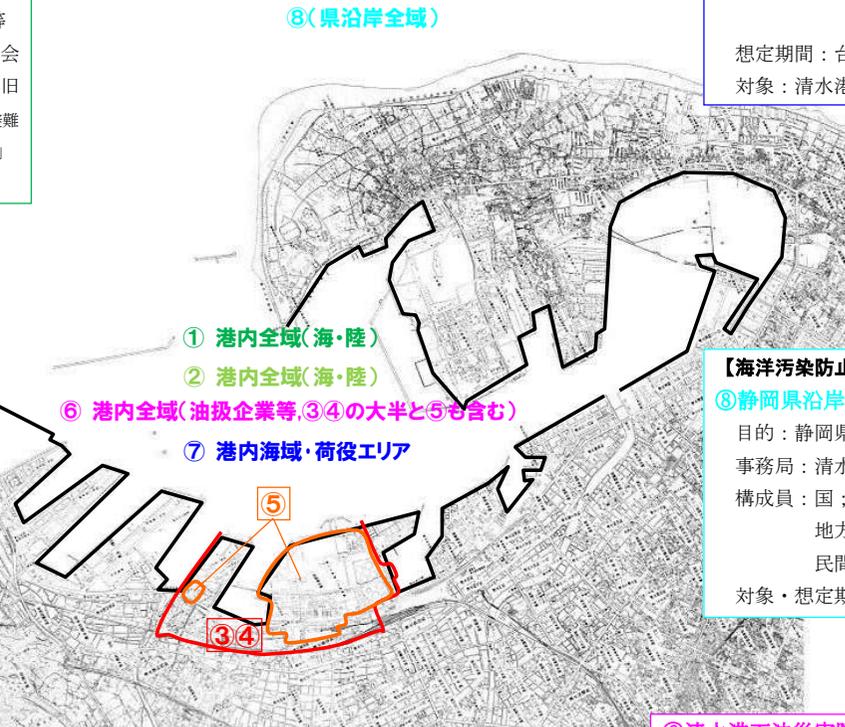
構成員：国(参与)；清水海保、運輸支局、直轄港湾 等

地方(顧問)；県危機管理監、市長

民間(会員)；鈴与(株)(ケミカルセンター)(会長)、東燃、

清水LNG等

対象・想定期間：特別防災区域(とその周囲)の災害時



① 港内全域(海・陸)

② 港内全域(海・陸)

③ 港内全域(油扱企業等)③④の大半と⑤も含む)

⑦ 港内海域・荷役エリア

⑤

③④

⑤石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部

目的：石油油濁事故時の防除体制確立・相互応援

事務局：東燃清水油槽所(支部長)

構成員：会員(民間)；東燃、ジャパンオイルネットワーク清水基地

他、県内他港石油基地企業

対象・想定期間：東燃・ジャパンオイルネットワークの石油流出事故時

⑦清水港台風・津波対策協議会

目的：台風・津波等による海難事故防止、船舶安全確保

事務局：清水海保 会長：清水海上保安部長

構成員：国；清水海保、静岡気象台、直轄港湾

地方；管理局、清水警察、市消防局

民間；水先人会、船舶代理店会、専用岸壁企業、

造船所、マリーナ 等

想定期間：台風接近、津浪注意報・警報発令時、地震予知時

対象：清水港水域、船舶係留・荷役域

【海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律】

⑧静岡県沿岸排出油等防除協議会

目的：静岡県沿岸海域の流出油の防除

事務局：清水海保 会長：清水海上保安部長

構成員：国；清水海保、下田海保、直轄港湾、直轄河川 等

地方；県危機管理部、土木事務所、沿岸市町 等

民間；④、⑤、⑥、県建設業協会、清水埠頭 等

対象・想定期間：県沿岸での大量の油流出事故時

⑥清水港石油災害防止会

目的：港内の海上、臨海における石油災害の防止・被害軽減

事務局：東燃清水油槽所(会長)

構成員：参与；市消防、清水警察署、清水港管理局、

静岡労基、運輸支局、清水海保

顧問；市長、清水港振興会、清水港振興会

会員(民間)；東燃、清水 LNG、鈴与油槽所、J-オイルズ、

日軽金、県漁協連合会、曳船三社会 等

対象・想定期間：港内海上・臨海部の石油災害時

※ 紙面の都合上、機関・団体名は省略した名称としているものがあります。